



宇治市消防職員採用試験実施要項

令和8年7月10日

宇治市消防長 木戸 英明

宇治市消防職員採用試験を次のとおり実施します。

受験申込期間	令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金）午後5時まで ※郵送での申込みについては必ず「特定記録郵便」で郵送してください。
第1次試験日	令和8年9月19日（土） ※第1次試験の日程等は申込者に対して文書で通知します。
採用予定日	令和9年4月1日（木）

1 職種、採用予定者数及び受験資格

職 種	採用予定者数	受 験 資 格
消防職	若干名	平成12年4月2日から平成21年4月1日までに生まれ、学歴は問わな いが学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有し、かつ、通勤時間が 1時間以内の方

※国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格事項に該当する方は受験できません。

※受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。

◎身体的要件

視力が矯正視力を含み、両眼で0.7以上、かつ、一眼で0.3以上であること。
視力、言語、その他身体に職務遂行上の支障がないこと。

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	内 容		日 時 及 び 場 所
第1次試験	SPI3 (基礎能力検査)	言語・非言語に関する能力検査	【日程】令和8年9月19日(土) 【場所】うじ安心館 (宇治市宇治下居13-2)
	集団面接	主に人物・知識などについて集団面接	
第2次試験	作文	規定課題に基づく文章作成（最終試験の面 接資料とします。）	令和8年10月中旬に予定していま すが、具体的には第1次試験合格者に対 してのみ文書で通知します。
	集団面接	主に人物・知識などについて集団面接	
最終試験	体力検査	職務遂行に必要な体力検査 (5種目：長座体前屈、握力測定、立ち幅 跳び、腕立て伏せ、時間往復走)	令和8年11月中旬に予定していま すが、具体的には第2次試験合格者に対 してのみ文書で通知します。
	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	

※申込者数により試験会場を一部変更する場合があります。（受験票返信時に文書で通知します。）

※試験会場は敷地内全面禁煙です。

※第2次試験以降の合格は、その試験の結果に基づき決定し、前段階の試験結果は反映されません。

3 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	9月下旬（予定）	宇治市役所北側玄関横掲示場に受験番号を掲示するほか、合格者に文書による 通知を行います。同時に当市のHPでも受験番号を掲示します。 (https://www.city.uji.kyoto.jp/)
第2次合格発表	10月下旬（予定）	
最終合格発表	11月下旬（予定）	

4 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治市消防職員採用候補者名簿に登録し、令和9年4月1日以降、必要に応じ採用します。採用後、消防学校（全寮制）に一定期間入校することになります。

登録有効期限は、令和10年3月31日までです。

5 受験申込の手続

（1）郵送で申込む場合

受付期間	令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金）まで ※令和8年8月21日（金）午後5時までに消防総務課に到着したものに限り受け付けます。
郵 送 先	〒611-0021 宇治市宇治下居13-2 宇治市消防本部 消防総務課
提出書類	①採用試験申込書兼履歴書・受験票【市指定】（A4縦片面印刷 写真4cm×3cmを2枚 所定の位置に貼付）※写真の裏面に氏名を記入してください。 ②エントリーシート【市指定】（A4縦片面印刷） ③受験票返信用封筒（定型235mm×120mm以内）1通、送付希望先の郵便番号・住所・氏名を明記のうえ、「 <u>受験票返信用</u> 」と朱書きし、 <u>110円分の切手</u> が貼付された封筒
注意事項	・問題が生じた場合に確認ができるように必ず「 <u>特定記録郵便</u> 」で郵送してください。 ・郵便事情による遅れについては一切責任を負いませんので、余裕をもって提出してください。 ・受験票の送付を特定記録郵便にてご希望の場合は、返信用封筒に <u>320円分の切手</u> を貼付してください。 ・提出書類の記載事項に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、十分注意して手続きを行ってください。 ・受験票が試験の7日前までに届かない場合は、消防総務課までお問い合わせください。 （TEL 0774-39-9400）

（2）持参して申込む場合

受付期間	令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金）まで ※午前9時から午後5時まで。（ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除く。）
受付場所	うじ安心館2階 消防総務課
提出書類	①採用試験申込書兼履歴書・受験票【市指定】（A4縦片面印刷 写真4cm×3cmを2枚 所定の位置に貼付）※写真の裏面に氏名を記入してください。 ②エントリーシート【市指定】（A4縦片面印刷） ③受験票返信用封筒（定型235mm×120mm以内）1通、送付希望先の郵便番号・住所・氏名を明記のうえ、「 <u>受験票返信用</u> 」と朱書きし、 <u>110円分の切手</u> が貼付された封筒
注意事項	・代理申込みも可能です。 ・8月21日（最終日）は混雑が予想されますので、余裕をもって申込んでください。 ・受験票の送付を特定記録郵便にてご希望の場合は、返信用封筒に <u>320円分の切手</u> を貼付してください。 ・受験票が試験の7日前までに届かない場合は、消防総務課までお問い合わせください。 （TEL 0774-39-9400）

※提出書類の記載事項の記入漏れ及び記入誤り等のないよう、十分に確認してから提出してください。

※提出書類の不備（写真の貼付漏れ及び記載事項（任意項目除く）の記入漏れ等）がある場合は、申込みを無効とすることがあります。

6 提出書類の取り扱い

受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用いたします。

各試験における不合格者の申込書兼履歴書については、試験終了後に返却することができます。返却を希望される場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票又は官公庁が発行する写真付の証明書)を持参の上、各試験合格発表日から2週間以内に消防総務課へお越しください。また、郵送での返却を希望される場合は、申込書兼履歴書返却希望の旨を明記し、返信用封筒(定型235mm×120mm以内)1通(郵便番号、住所、氏名及び受験番号を明記し、110円分(特定記録郵便による返却希望の場合は320円分)の切手を貼付してください。)を各試験合格発表日から2週間以内に消防総務課まで郵送してください。なお、各試験合格発表日から2週間を経過した不合格者の申込書兼履歴書は、処分させていただきます。

7 給与等

(1) 給与は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき支給されることになっており、初任給については次に掲げる通りです。

◎初任給(基本給+地域手当+調整額・税込みの月額)

	大学卒	短大卒	高校卒
採用時	275,832円	262,764円	249,156円

〈上記の額は、令和8年4月1日現在の基本給を基に算出しています。〉

なお、上記の金額は、今後改定される場合があります。また、経歴に応じて加算される場合があります。

このほか、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) 福利厚生制度については、京都市府市町村職員共済組合への加入により保険給付及び貸付等が受けられます。

また、宇治市職員共済組合では、貸付及び各種の福利厚生事業を行っています。

(3) 受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙とし、施設によっては特定屋外喫煙所を設けています。

8 受験についての照会

受験手続等に関するお問い合わせは、次のところへお願いします。

宇治市消防本部 消防総務課 企画人事係

〒611-0021 宇治市宇治下居13-2 Tel 0774-39-9400 (直通)

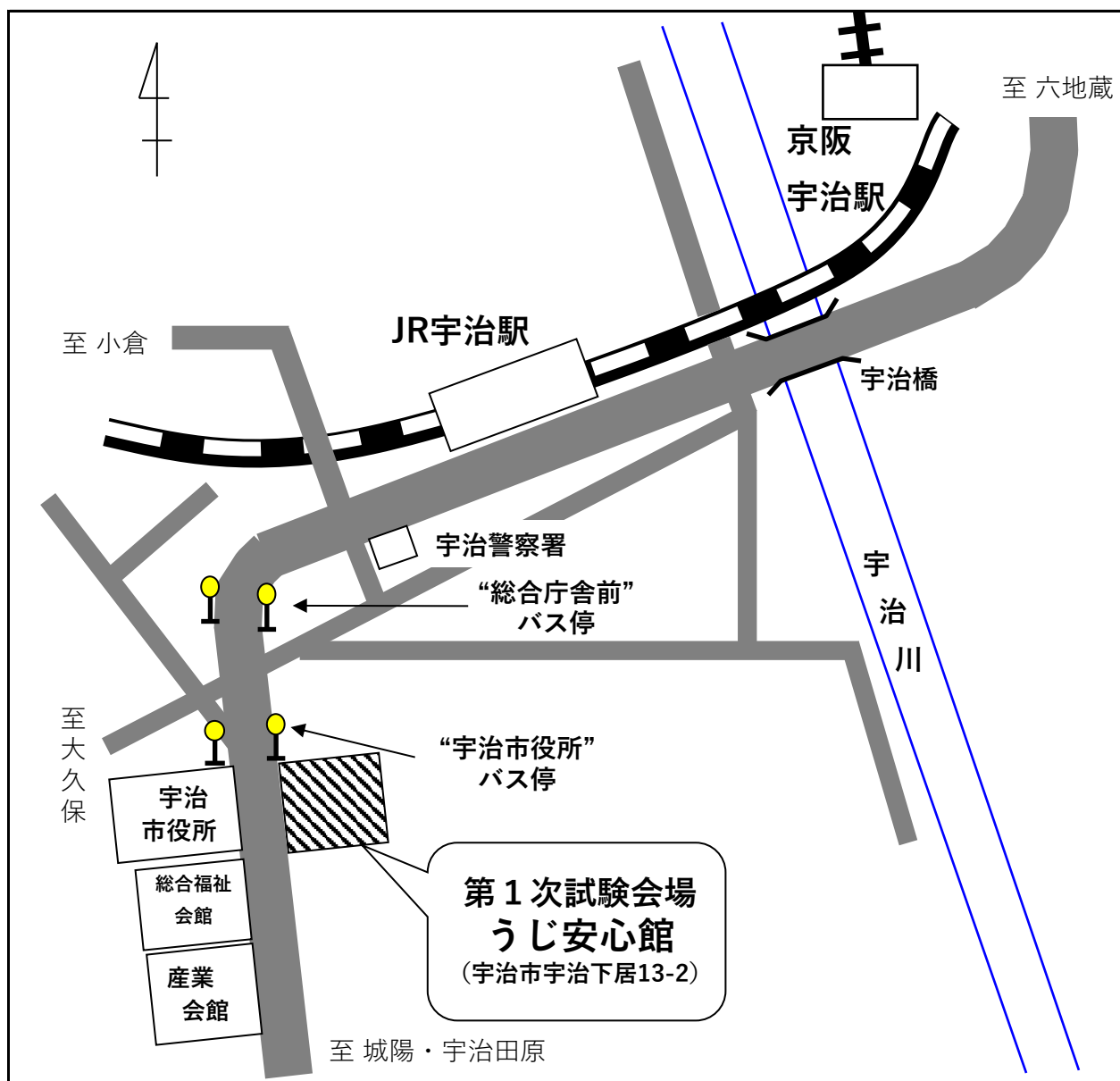
9 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票又は官公庁が発行する写真付の証明書)を持参の上、直接来庁してください。

試験区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所等
全ての試験	全受験者	総合得点 総合順位	各試験合格 発表日から 2週間	消防本部消防総務課(うじ安心館2階) 午前9時から(開示初日は午後1時) から午後5時まで (日曜日・土曜日及び祝日は除く)

10 試験会場案内図



※交通案内

JR宇治駅より徒歩10分

京阪宇治駅より徒歩20分または京都京阪バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

近鉄大久保駅より京都京阪バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

(宇治市役所バス停からは徒歩約1分ですが、行き先により停車しない場合があります。)

※車での来場は禁止します。

【地方公務員法第16条の規定による欠格事項に該当する方は次のとおりです】

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 宇治市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者